

労働者派遣事業関係業務取扱要領(※令和3年4月施行分)の改正概要
 (2020年6月1日付けで更新した要領からの変更点(令和3年1月改正分を除く))

○ 主な改正事項を掲載

2021.4.1改正

改正箇所		改正の概要
第4	事業報告等	4(3)イ 令和3年4月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号)及び「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第347号)に伴う改正
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	2(1) 令和3年4月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号)に伴う改正
		2(5) 令和3年4月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号)に伴う追加
		2(6)イ 令和3年4月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号)に伴う追加
		2(6)ロ 令和3年4月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号)に伴う改正
		2(7)ホ 令和3年4月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号)に伴う改正
		20(1)ホ [㊟] 令和3年4月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号)に伴う追加
		(参考)派遣元管理台帳の例 20 令和3年4月1日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第171号)に伴う追加
		派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 令和3年4月1日施行の「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示」(令和2年厚生労働省告示第347号)に伴う改正